

# 現在の「家族病理」の一側面とその社会的背景

—母親の「育児不能」を中心にして—

松村尚子

## はじめに

すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、  
育成されるよう努めなければならない。

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されな  
ければならない。

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心  
身ともに健やかに育成する責任を負う。

(『児童福祉法』一九四七年制定)

児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重  
んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。

(『児童憲章』前文 一九五一年制定)

右の文言に明示されるように、すべての子どもの基本的  
人権の尊重と、すべての子どもが健全に生まれ且つ愛護育  
成されるべきこと、またそれが社会と保護者の共同責任で  
あること、が國の方針として確認されて以来既に三十数年  
を経過している。しかし、今日、優生保護法の適用を受け  
て届出のなされた人工妊娠中絶だけでも年間六〇万件、実  
際はその数倍にのぼるという生まれ出る以前の段階での生  
命の断絶は言うに及ばず、基本的人権の侵害の最たるもの  
である他殺による子どもの死亡も跡を絶たないというより  
むしろ相対的な増加をみせている。たとえば、一九五〇年  
と一九七九年両時点の、子どもの年齢階層別の総死亡率と  
他殺による死亡率の比の推移をみると、〇歳では六一三・

四対一から八四・七対一に、一・四歳で二八〇・九対一から三〇・七対一に、五・九歳では一三八・五対一から二・七対一に、一〇・一四歳では一四六・八対一から三四・五対一へと、どの年齢層でも他殺による子どもの死亡割合が今日大幅に増えてきているといわれる。このことは、子どもの死亡原因において最多であった身体疾患による死亡が医学の進歩と社会の生活水準の向上によって克服されてきたのに対し、他殺に関連する要因は現在なお克服されえず、むしろ三十年以前よりも子どもの生命が大人により躊躇されていることを物語るものといえる。そして、この他殺による子どもの死亡のなかでもとりわけ悲惨且つ哀切を極めるのは、法的・道義的に子どもの健全育成の当事者であるべき保護者・親による実子の殺害であるといえようが、この親による「子殺し」もさまざまな形をとりつつ日夜繰り返されている。今日、著しい機能の縮小と基盤の弱体化が指摘される家族において、その重大な病理現象の一つといわれる「子殺し」に象徴されるような親のありようが、なぜいかなる状況から生ずるのかということを、現在の「子殺し」とその周辺の行為の諸相を警見しその社会的背景を探るなかで考えてみようとするのがこの小論の課題である。

表1 最近1年間の子殺し等事件と加害者 ( )は% (件)

事件	加害者	母	父	父母共同	不詳	その他
心 中	50					
片親と子 一家		29 2	3 7	8		1
出生直後の嬰児 殺	11	4			7	
それ以外の子殺 し	10	5	4	1		
虐待・せっかん	12	7	3	2		
遺棄	6	5			1	
計	89	52 (58)	17 (19)	11 (12)	8 (9)	1 (1)

出所) 朝日新聞縮刷版 1983年8月~1984年7月より作成

### 一 現在の「子殺し」とその周辺の事件

表1は、一九八三年八月から八四年七月までのごく最近の一年間に新聞紙上に報道された子殺し及びその周辺の行

表2 同上事件の被害児の年齢 (人)

被害児の年令 \ 加害者	母	父	父母共同	その他・不詳	計
嬰・乳児	出生直後	10			7
	1ヶ月未満	2	1		3
	1歳未満	6	1		8
幼児	1~3歳	26	5	4	35
	4~6歳	13	4	5	23
少年	小学生	13	9	7	2
	中学生	5	5		
	16~20歳未満	1	3		
計	76	28	16	3 8	131

出所) 表1に同じ

為である子捨て、遺棄、虐待等の記事から、その加害者・被害者について事件毎の数値をまとめたものである。これによると、母親が加害者であることが明らかなるものが全体の五八%と過半数にのぼる。また、出産直後の嬰児の処置・行方にその母親が無関係であることは現在では考え難いから、加害者の特定されていない嬰児殺をも加えれば、母親が加害者である割合はさらに大きく七割近くになる。表を構成する事件のうちには、病身の老父が離別母子家庭である娘とその子どもたちとの同居を拒まれて無理心中を図つた一件、高齢の母親が重い障害をもつ中・高年の実子を殺して自殺を図った母子心中三件、酒乱の息子を高齢の両親が殺害した一件など、それぞれに現在の老人や障害者、アルコール依存症の問題の深刻さを思い起させる事例が含まれている。これらの成人子の殺害例及び加害者が未特定のものを除き、被害者が未成年の子である事例について、その年齢別内訳を表2に、事件の主要な動機・原因を表3に、それぞれ加害者別に示した。両表の数値は、母親の育児疲れや育児への不安、自信のなさなど、いわゆる「育児ノイローゼ」の状態からの子殺し等事件が多いこと、また被害児の年齢では生後すぐから学齢前までの乳幼児が大半を占めること、言い換えば、若い母親による乳幼児期の

表3 事件の主な原因・動機 (件)

加害者 原因・動機	母	父	父母共同
経済的な問題 (生活苦・サラ金・資金難)	4	2	7
仕事のゆきづまり (責任感・技術不足)		2	
自分 の 傷 病	2	3	
精 神 病	5		
育児の疲労・不安・自信喪失	16	3	
子どもの障害	2		
〃 反抗		1	
〃 暴力		1	
〃 教育		6	
家庭 の 不 問	2	3	
異 性		5	
孤独感・厭世感		6	
足手まとい・不用の子	6		
未 婚 の 母	4		
計	54	19	11

出所) 表1.2に同じ

サラ金にまつわる苦悩を伴う——、育児が直接、間接の原因であるところの心身の異常、家庭内の不和、「未婚の母」が直面する問題、障害や傷病などが引き金となって親が子を殺傷し、虐待へと追いこまれる様をこれらの事件は映し出す。だが、夫の不在による孤独をつぶやきにしての次のような事例は、貧困や不和が原因のいわば「古典的」な事件に対して新しい「現代型」を思わせる点で印象的な事件である。それは

(事例) 単身赴任中の会社員の妻子の母子心中事件

会社員(45)の妻(40)が長男(12)次男(10)三男(9)の三児を連れ、煉炭を利用した一酸化炭素中毒による無理心中を図った。一年前から東北支社に単身赴任中の夫に宛てた遺書には、「男としてだけ生きるのなら家庭は必要ない、一人で生きていくべきだ、女はつまらない」といった内容のことが走り書きにしてあった

(埼玉一月十二日)

というものである。これに類似するものとして、年に二、三度は海外に出張する著名大企業のトップ昇進というエリ

育児に悩み疲れ果ててのそれは無意識的な養育忌避とみなすこともできるであろう。豊かな社会といわれる今日の日本において、経済的な生活の苦難——その多くはしばしば

間勤務のうえ休暇もとらず家庭では話相手にもならない会社員の妻が寂しさから幼い娘を抱いて放火母子心中を図った事件など、共通の社会構造要因に根ざすと思われる事例が目につく。

太古のギリシア神話の世界では、夫の不義を怒った女神メディアが二人のわが子を殺して遙かなる天空へ天翔つていったという。夫に対する復讐心からの子殺し願望はかくしてメディア・コンプレックスと呼ばれて、その名を今に残すこととなつた。しかし、先の事例の場合の夫側の咎は、女性関係という異性を対象とする不義などではなく、利潤追求に飽むことのない企業組織にからめとられた「[アヌボリ]虫」的な状況に置かれたことにあら。妻子のためにマイ・ホームを豊かな心地よいものとするためにも、会社に忠誠を尽し生活のほとんどすべてを仕事中心に営まざるをえない企業社会日本の男のありようが、子と家庭を守る場に固定された妻を孤独の淵に突き落し、つまるところ母親の子殺しへと走らせたといえる。現し身の女でないメディアは天空へ帰還した。だが会社人間の現実の妻たる女には、生きがいでもあった子を殺すという情念が燃え尽きた後には、もはや生きる気力も現実的な方途も見出される筈がなく、子を殺し己をも扶殺する母子心中のかたちをとらざる

をえないといえるであろう。サラリーマンの単身赴任が日常化し、労働省の調査でも今後その可能性があると回答する家庭が全体の三二%にものぼるという現状では、このような子殺し事件がますます増加することも予想される。

以上、最近の新聞紙上に現われた親の子殺し等事件の特徴を概観してきた。もとより、それが報道記事にもとづくものであるかぎり、全国あらゆる地域のすべての事件が精确に網羅されている訳ではないが、親による実子殺、いわゆる「子殺し」等の現在の傾向の一端をうかがうことはできるといえよう。ではこれを、時間的地域的により大きなペース・スペクティブでみるとどうであろうか。次に警察司法統計やこれまでの諸研究によつて戦後の動向を追いながら、現在の子殺しとその周辺の事件の実態と特徴をとらえてみたい。

## 二 現在の子殺し等事件の特徴と背景

### (一) 嬰児殺

かつて、駅のコイン・ロッカーから生後間もない嬰児の死体が発見されて世間の耳目を驚かせたのは一九七二年のことであった。当時、同じような人々の意表をつく形態の嬰児殺しや子捨て事件が相い次いで発生し、<sup>(3)</sup> そのたびに「母性喪失」「地に落ちた母性」等の見出しを

伴つて新聞紙上を賑した。この頃以降、極限的な子育て忌避の事件が急増し、とくに母親の無責任、冷酷、未成熟、子の私物化といった状況が急激に広汎化したかの感がある。しかし後に見るよう、警察統計上の子殺し等事件の発生件数の動きには戦後混乱の一時期を除いてとくに著しい変化はみられないのであって、事実と報道量とが必ずしもバラレルな推移を示すものでないことは、情報化社会といわれる今日とりわけ記憶にとどめるべきことであろう。他に大きなニュース・バリューのある（と判断された）トピック、事件があるかないか、また社会の関心がある一定の事象に向けられる必要、要請のあるなしによって、情報の取捨選択基準は変動するわけである。この点で、昨今の家庭や子育てに関する論議の高まりやその方向に対しても、事実の動きとともにその意味内容を注意深く検討する必要があるといえるであろう。

ところで、すでにこれまで実子の殺害の意味で「子殺し」の語を使つてきたが、一般に「子殺し」という場合、その行為の主体・客体両面で種々の要因から成るものを持みその概念は必ずしも一義的でない。そのうえ、それらは他の殺人と区別なくすべて一様に統計上は「殺人」のカテゴリに括られて処理されるのであるが、警察司法統計のうえ

で、生後一年未満の子どもの殺害だけは慣例的に「嬰児殺」として独立に取り扱われる。したがつて「嬰児殺」の実態をとらえることにより、子殺しの数的な動向のみならず、その時どきの加害者の犯行時の動機や状況、子どもに対する意識などをうかがい知ることができる。表4は戦後今日までの「嬰児殺」の経年変化を示す。この表からは、認知件数（発生件数に近似とみてよい）に大きな変動はみられないが、検挙人数のうち女性の割合が近年一層増加して九〇%以上を占めること、また「未婚の母」が問題にされる際に直ちに思い浮べられる十代の少年の割合はそう多くなくむしろ減少傾向にあることを指摘することができる。一方、嬰児殺に関する代表的な研究によると、戦後の発生件数は年間一六〇ないし二〇〇件前後であること、また、出生人口十万に対する比率になると戦後に限らず戦前からほぼ一貫して一〇ないし一五の間にあって発生率自体には大きな変化はないといえること、だが殺害の動機や方法、加害者に関するかなりの変化が認められることは指摘される。中谷瑾子によれば、戦前の嬰児殺はその大多数が私生児であるゆえの世間體を恥じての行為であり、また近親姦により出生した子の殺害がかなりの割合を占めたこと、そのことと関連して加害者が男性である割合が恒常的に二割

表4 嬰児殺の発生件数及び検挙人数

年度	認知(発生)件数	検挙件数	検挙人數(%)は%		
			総数	うち女	20歳未満
1945	160	136	141	110(78.0)	—
50	339	273	321	255(79.4)	37(11.5)
55	195	168	177	153(86.4)	16(9.0)
60	190	155	158	137(86.7)	18(11.4)
65	221	182	179	164(91.6)	31(17.3)
66	206	173	173	—	35(20.2)
67	183	152	149	—	25(16.8)
68	222	183	186	—	30(16.1)
69	185	163	168	—	34(20.2)
70	210	187	190	—	30(15.8)
71	189	149	150	—	22(14.7)
72	174	152	148	141(95.3)	18(12.2)
73	196	156	145	134(92.4)	16(11.0)
74	190	160	153	140(91.5)	22(14.4)
75	207	177	156	139(89.1)	14(9.0)
76	183	161	152	133(87.5)	11(7.2)
77	187	168	151	139(92.1)	18(11.9)
78	163	149	137	125(91.2)	14(10.2)
79	165	142	120	111(92.5)	11(9.2)
80	167	154	122	115(94.3)	5(4.1)
81	138	123	111	102(91.9)	7(6.3)
82	138	124	118	109(92.4)	12(10.2)

一は算出不能

出所) 警察庁「犯罪統計書」「司法統計年報」各年版より作成

近くまで認められたという。そしてこれに代る今日の傾向として、表4にもみられたように、加害者から男性が減少して女性の比率が高くなり、しかもそのほとんどが嬰児の母親であること、被害児には非嫡出子が依然多いとはいえる関連してか近親姦、強姦により出生した子はほとんどな

二人以上の者の合意による複数自殺を指すとすれば、親子心中は本来的には心中というより親の自殺を伴う子殺しとなるべきである。監察医院の死体検案書をもとに戦後三十年間の東京での心中を分析した研究によると、親子心中のうち七三%が母子心中、一〇%が父子心中、一一%弱が一家心中、七%弱が成人親子心中という割合で、母子心中

のこと、何人の子を生んでは殺す累犯がみられるようになつたことがあげられる。つまり、戦前には「わが子殺さざればわが身立たず」の瀬戸際における「名譽緊急避難的な、とくに情状酌量すべき」嬰児殺は僅少となり、そこに現在の子殺しの特徴が現われていることが指摘されるのである。

が常に父子心中の七～八倍であるという。このような心中の動機は無論他の自殺の場合と同じく複合的であるが、父子心中、一家心中では生活苦や資金ぐりなど経済問題、障害、傷病、家庭不和が主要な動機となる。これに対し、諸外国に比し日本でとくに頻発するといわれる母子心中の場合、近年の特徴は戦前の経済的困窮に代って広義の精神疾患であるノイローゼ状態での行為が目立つことである。

前記監察医務院の一九六二年から七五年までの東京都における母子心中の動機の分析によると、「ノイローゼ」が全体の三四%強を占め、六五年以降には四〇%内外になつてゐる。その原因や内容は、「育児に疲れ」「育児に自信を失い」「子どもの病弱や奇形」「産後の不調」によりノイローゼ状態になつたというように、育児に密接に関連する。

同資料の母親の年齢は、二五～一九歳二七%、三〇～三四歳二五%、子どもの年齢は〇歳二三%、一歳一二%、二歳一〇%である。こうしてみると、現在の心中の最頻ペター

(三) 虐待・遺棄　子殺しの周辺の病理として近年注目を集めているのが小児虐待であるが、厚生省見解によると、

虐待とは「暴行等の身体的な危害あるいは長時間の絶食、拘禁等生命に危険を及ぼすような行為がなされたと判断されたもの」をいい、遺棄については「いわゆる棄児として児童相談所で受理したもので、病院、施設、駅構内に置いたまま実父母等が行方不明になつたものを含むが、親族のものに置き去つたものを除く」捨て子、置き去り、放置をいう。<sup>⑧</sup> 虐待を受ける子どもが年間百万から五百万ともいわれるアメリカでは、今日、離別した片親による実子の誘拐とともに幼児姦、チャイルド・ポルノなどの目的で誘拐される子の事件も続発し、ために児童捜索の専門会社まで設けられているというが、既に早く一九六二年小児科学会のケンペラの提唱により「被虐待児症候群」<sup>⑨</sup>の語が定着して法による規制が行われるところとなつてゐる。わが国でも、そこまでには至らないが、各種の相談機関、カウンセラー、精神医学者等の報告によると近年とみに増加する兆候がみられるという。また、乳児院、養護施設等社会的養護のための施設に関する調査からは、そこに措置される子どもの数は横ばいなし減少気味であるのに、虐待などの人権侵害ケースは全入所児童の三分の一にも及び増加傾向が指摘されている。<sup>⑩</sup> ここでも加害者には二十代～三十代の実母が最も多い。さらに原則として健康な乳児を入院させて養育

する筈の乳児院で、実際には精神発達の遅滞、栄養失調、発育障害、喘息・気管支炎などの乳児が少なくないということは、一九五〇年代まではほとんどなかつた母親の家出や育児能力・関心の低下が原因で入院する子どもの増加<sup>(2)</sup>と表裏をなす事態を表わすといえる。

以上のように、嬰児殺、心中という自殺を伴う子殺し、虐待と、いずれの行為も今日若い母親とその子との間で起る比率が最も高い。ではなぜ母親はそのような行為に走るのか。

母親が加害者の大半を占めるこの現在の子殺しを「現代社会の構造的矛盾の結節点」であるとする佐々木保行らは、その原因から次の七つの典型例を区別する。(1)住宅事情が主要因として働くもの、(2)子の病気・病弱が主要因であるもの、(3)夫婦間の不和が主要因であるもの、(4)生活苦・貧困など経済問題が主要因であるもの、(5)いわゆる未婚の母の問題が主要因であるもの、(6)障害児に関する問題が主要因であるもの、(7)教育的な歪み・成績などの問題が主要因であるもの、以上である。だがこれにはいま一つ、先の事例にみたような父親である夫の不在による孤独が主要因である母親の子殺しをつけ加える必要があるであろう。また(1)住宅事情、(2)子の病弱を「育児ノイローゼ」として一括

すれば、はじめにみたような現在の子殺し等の事件の直接的な原因として整理されるであろう。そしてその原因一つ一つの社会的背景を追究するとき、そのような事件を起させる社会のもつ「構造的矛盾」と特性が明らかになるであろう。

一方、親による子の虐待について村田豊久は、それが「子どもの養育にとまどいを覚え自信を失つた状態で親自身のまつ内心の葛藤が賦活され、攻撃性が子どもに向かうこととなつた非常に防衛のすんだ神経症的行動障害」であろうという。子殺しといふ虐待といい、形は異なるけれども、何らかの引き金により日頃の親自身の内面の葛藤が活性化され、攻撃性が子どもに向けられる一時的にせよ神経症的な行動の結果である点は共通するといえよう。恐らくは、狭小過密な住宅事情があつたり、子どもの発育が親の目からみて順調でなかつたりして、日々の子育てそのものが喜こびや楽しみにつながらないとき、夫婦間の亀裂や生活苦、障害や教育上の問題などの不安や悩みという普段の葛藤あるいは被害者意識が増幅され、自らの行動とその結果に対する判断力・自制力を失わせると考えられる。また内面の葛藤の強大さから子どもに気持が向かい合えず、子育てが心理的に重圧となる場合もありえよう。長い教育課

程において培われた自己実現への希いが報われないとき、「子を呑みこむ」<sup>⑯</sup>ような愛ではなく、子を前にして手をさしのべることすらできない自我意識の状態で子を殺し自己を抹殺することは、今日十分に考えられることである。ともかくも現在の社会は母親の内面に様々な葛藤をもたらす契機がきわめて多い時代にあるということができよう。

いずれにしても、母親による子殺し等の増加はある意味で子産み・子育てにおける母親の地位の重さの反映である。よくも悪くも共同体的規制が強く、家制度と拡大家族形態の優越する時代には、子産み・子育ては母親個人の役割ではありえない。形のうえで核家族化した制度的にも夫婦家族となつて、それらが全面的に夫婦の、さらに言えば母親の専業とされるようになったことの結果であるとみるとがができるであろう。

**四 「母原病」** 以上は事件という形で突出した現在の主として母親の子育ての「病理」についてである。これに對してそのような事件を構成はしないがその背後にあって裾野を形成する母親の姿に目を向けるとき、ここ数年来の「母原病」の隆盛の意味するところは見過しえないと考える。

小児科医久徳重盛の手による『母原病』は、一九七九年

の正篇初版の刊行以来増刷を重ね、八〇年『続母原病』、八一年『続々母原病』、八三年『母原病は治せる』と、ほぼ年に一冊のペースで続刊が出ている。<sup>⑯</sup> その爆発的な売れ行きと著者のマス・コミへの度重なる登場とで広汎な反響を呼び、母原病という言葉はまさに流行語の感を呈するところとなった。医原病が「医師の検査や態度、説明などに起因する患者の自己暗示がひき起す病気」<sup>⑰</sup> を指すように、著者によれば、母原病は母親が原因で起る子どもの病気<sup>⑱</sup>をいう。文明が進んで親の子育て能力が崩壊した結果、子どもの人間形成、心身の成長発達にひずみが生じ、子どもにいろいろな病気や異常が現われたものである。たとえば難治性の喘息をはじめ、体質性のカゼ（＝文明カゼ）、心因性の発熱・頭痛・下痢・胃潰瘍、突然死、あるいはミルク嫌い、食欲不振、低体温、言葉遅れ等々の病気や異常。また過度の内気・小心・甘え、非活動性等の性格的な歪み。このような現代の子どもの異常の六割が母原病であるうえにその状態はエスカレートする一方で、一人にいくつもの症状が現われる複合母原病のケースがこの数年増えていると著者はいう。一九五五年頃からの急激な経済成長と都市化が経済、社会、教育すべての環境を育児の困難な構造にしたことが間接的な原因で、またその結果としての親の育

児感覺の狂い、とりわけ母親の育児下手が直接的な原因で、母原病の子を続出させているというわけである。高度成長は物質的豊かさをもたらしたが、自然を破壊し農村を都市に変え、母親をパート労働に駆り出して家庭での育児よりも金錢的な稼ぎに、心より物に価値を見出す人心を輩出させた。行政もこれに手を貸して養老院や保育所を次々につくり、かくて大家族は核家族化して老親をはじき出し、ついには幼い子をもはじき出していまや日本は構造的育児不能の社会になってしまった、というのである。

「母原病」と呼ぶか否かはともかく、ここに言われるようないふ子どもの発達の危機的な異常が日常的に蔓延する現実が確かに存在するとき、第一線の現場の医師による説明と処方箋が悩める親に影響力をもつことは道理であり、そこに「母原病」隆盛の第一の理由があるといえるであろう。そして、かつてのような老親同居の大家族と性別分業こそ自然の理に叶うとみる著者にすれば、母原病からわが子を護る手だけは、母親が共稼ぎをやめて育児に専従し、この崩壊的な社会のなかで自分だけは崩壊しない賢い親となり文明の落し穴に落ちこまない子育てをすることに求められる。このような主張内容こそ、現在の個人と家庭の自助・自立を基軸とする「日本型福祉社会」を唱導する政策の方

向への心強い援軍として、華やかなライトを浴びるにふさわしい主張であり、そこに「母原病」流行のもう一つの理由が構成されるといえるであろう。

ともあれ、一時的にせよ『親業訓練講座』などが勢いを得た事実も暗示するように、同書の述べるとおり、現在は子育てのうえでの様々な悪条件の露わな、親であることが昏迷を引きわめる社会であることは確かである。言いかえるなら、現在我々は、まさに言葉の正しい意味で『母原病』の著者のいう「構造的育児不能」の社会に生きているといえるであろう。母親の「子殺し」とその周辺の事件、「育児ノイローゼ」、「母原病」等そのいずれもがこのような社会の所産なのであって、母性愛豊かな賢い母親であれと説くような「人間をとりまく社会的諸関係の総体から母親の機能をきり離しひとり歩きさせて」の解決法がいかに強調されようとも、有効性をもつ筈はない。母親の愛、母性を枯渇させ育児不能な状況に追いこんでいる社会の構造自体を問うことなくしてその愛の失地回復はありえないであろう。

### 三 育児不能構造の諸側面

り方を直接的に強く規制するのは家族であるが、戦後の一連の制度改革と続く高度成長期を経て家族が大きく変容したこととは広く認められるところである。大雑把にいってこの三十年余の変化は、拡大家族的な農家世帯が全国的に激減し、都市化地域の少人数・単純な構成の雇用者核家族が大半を制するに至る過程ととらえることができる。この大きな変容の中で家族と子どもの様々な病理現象が続出してきた経過は、家族社会学の動向や精神衛生相談内容の推移<sup>(2)</sup>によつても追認される。山根常男によればしかしそのような病理は、核家族自体のもつ欠陥に由来するものではなく、核家族化による家族の外構造の変化に社会の対応が遅れていること、及び核家族化が家族の外構造にのみ起つて内構造の変化がそれに伴わないことに原因があるという。ここで外構造とは、家族の構成、周期、居住制、親族結合など家族が社会とのかかわりとしても構造を指し、内構造とは家族集団内部に対する構造すなわち家族内の仕事配分、リーダーシップ、情的統合、パートーン維持を指す。<sup>(2)</sup>要するに社会の対応の遅れと日本の核家族の未熟さゆえに病理的現象が生ずるというのである。

確かにたとえば表5や図1、2にみられるところ、家族内<sup>(3)</sup>の意思決定における夫婦の力関係や夫の家事時間、夫婦

表5 夫婦間の性的分業観（日米比較）

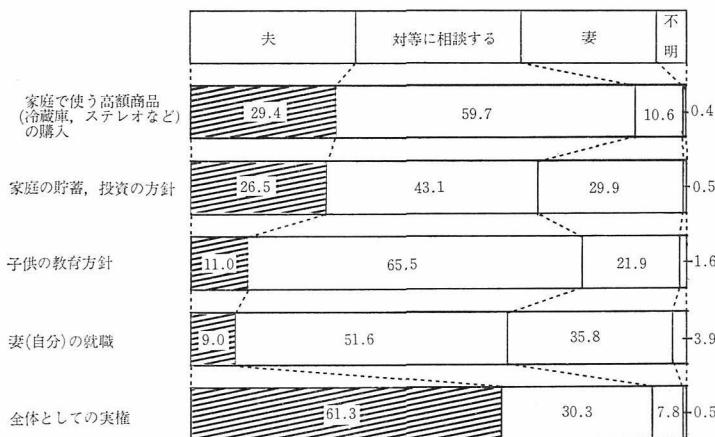
質問	日本 (%)		アメリカ (%)	
	男	女	男	女
夫も家事を手伝うべきだ	はい	46	62	92
	いいえ	28	9	6
妻も外で働き自立すべきだ	はい	13	39	50
	いいえ	31	11	28
家庭を円滑に運営するには	夫がリーダーシップをとる	61	53	36
	妻がリーダーシップをとる	6	12	—
	リーダーは不要	32	33	62

注) 日本人夫婦240人、在日アメリカ人夫婦100人を対象として、1978年11月に実施。

出所) 「日本経済新聞」1979年1月1日付「夫婦の時代——日米比較」より作成。

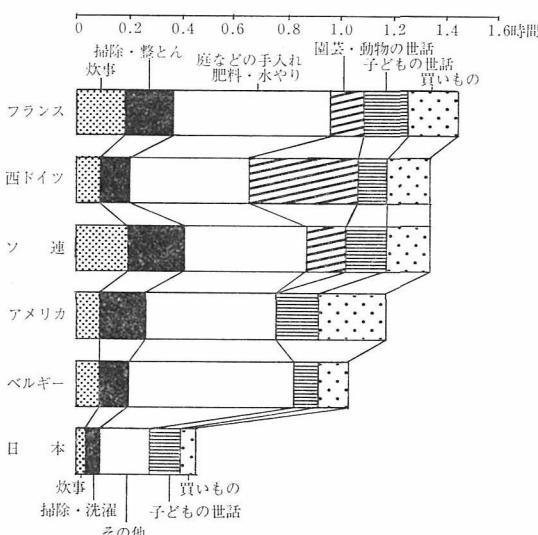
間の性的分業観などの調査結果からは、日本の家族の欧米諸国との隔りが読みとれる。また一貫して皆無に等しいといわれる住宅政策、老人の所得や生活の公的保障の

図1 家庭における実権——夫婦の力関係 (%)



出所) 小林曾英一監修『'80年代女性の生活』p.80より

図2 男子有職者の家事時間 (国際比較)



注) 外国は1965-66年、日本は1975年の調査資料による。

出所) 経済企画庁『生活時間に関する調査』

貧弱さ、貧困な保育施策等を社会的対応の遅れと考えれば、社会と家族の日本の日本の遅れゆえの病理との説明は一応説得

的である。形態上は核家族化したけれども近代的な夫婦家庭の理念にはなお懸隔がある、それが母親の子育ての難しさをもたらしている面は確かに強いといえるであろう。だが、「制度から友愛へ」(バージェスとロック)の変化を遂げ、自由、平等、個人主義的な夫婦関係により近代家族の典型とみなされたアメリカの家族は、いま、離婚、再

婚、同性愛、シングル・ペアレントその他の新しい家族形態の試行に揺れ動いている。その本来的に内包された不安定さの結果精神分析医が繁盛し、他方実子の誘拐や虐待が頻発する事態をみると、日本の家族の近代化の遅れのみに帰せられない子育てにおけるマイナス要因が、現在の夫婦家族制自体のうちに認められると言えるのではないだろうか。「旧来の家族にかわる育児・養育のための新しいヒューマン・ネットワーク」を、「社会の様々な福祉的機能と資源、施設、専門家によつて形成されるソーシャル・ネットワークの一環」として形成することが緊急の課題だとする認識が広まっているといわれる事態は、そのことを裏書きするように思われるのである。

## (2) 父親の対応

母親の子育てのありようを大きく左

右するものとして、次に父親＝夫の対応の面が考えられる。「父親なき社会」(A・ミチャーリッヒ)といわれ、父親の地位の低下、家庭における中心性の喪失等が指摘されて久しい。地域住民としては夜寝に帰るだけの「定時制市民」、家庭にあっては「心理的下宿人」ともいわれる父親像は、世界に冠たる「仕事好き」、長時間の過密労働、ラッシュにもまれる長距離通勤、さらに転勤、単身赴任と全体的に企業拘束性の強い社会の現実の結果であろう。そのような

姿勢は、より個人的な行為である筈の余暇の過ごし方にも現れる。技術革新と労務管理の合理化が進み、肉体的疲労は減少しても心理・神経・精神上の疲労の増大する現在では、パークーのいう「気晴らし型」、遊び型の余暇が主流となる。世論調査の数字は家庭を「生きがい」とし「最も大切なもの」とする人々の割合の増加を示すけれども、なお家庭・職場を離れた「第三空間」における遊びや気晴らしを人々は求めるのである。このような余暇の形態は、大企業を中心にして企業による直接・間接の家庭管理が進められる一方での、多くの人々における労働の疎外と家族の分断現象の現われととらえられよう。家庭の父親がこのような姿であるとき、その伴侶である母親・妻との情緒的結合は弱まるざるをえない。

四日市市の保母会による調査は、家庭で育つ乳幼児の生活リズムの乱れ、専業主婦であるその母親の孤立無援の子育て状況の広がりと疲労・いら立ちの間の相関を明らかにしている。たえず緊張して幼い生命を育み守らねばならず、片時も役を降りることが許されない、「代役のない主役」を演じざるをえない核家族の若い母親の立場は、先にみた夫への復讐心を秘めた子殺し願望の土壤に連なるといえよう。

また、中・高年主婦の離婚願望を潜在させてのいわゆる「思愁期」や「空の巣症候群」の深刻さもこの延長線上に位置づけて解さるべきであろう。母親の安定した子育てには父親＝夫が「一人の人間として眞の男性性をもつて」母親＝妻に向き合うことが必要であり、それがなされない構造こそが問責されるべきであろう。

### (三) 家事育児の商業主義的社會化の進行

さらに母親の子育てに影響を与えるものとして社会の商業主義的な構造の面が考えられる。一般に資本主義の進展とともに家族の諸機能は次々と外部機関に委譲されるが、この過程で家事育児労働の社会化が進行する。この社会化には二通りあって、一つは私企業により商品化されたサービスや物が個別家庭に私的に供給される形態、他の一つは社会的共同消費手段として公共的機関により供給される形態である。<sup>⑩</sup>しかし、家庭の生活全体がどれほど社会と切り離され難くなつた段階でも、家庭の仕事＝家事育児が依然として基本的に個別の私事として位置づけられる限り、公共的形態は現実の諸条件に対して極めて不十分なレベルにとどめられ、より多く商品化による社会化の方向がおし進められる。そ

の代表的な例はいわゆるベビーホテルにみることができる。

それは保育所の定員や子どもの年(月)齢、入所時期、保育

時間、親の就労状態等が公共的保育所の条件に適合しないといった現在の公的保育施策や施設の不備・不足を背景に、「親の要望のどんなことにも応じる」便宜性からこの十年余の間に急成長した。現行諸法規の理念と規定にてらしても「營利追求の対象とすることはできない」筈の保育・養育が法の間隙をぬって堂々と商品化されているわけで、育児の商業主義的社會化の最たるものといえよう。このように、家事育児という労働力再生産過程の営みの私事的位置づけが商業主義ベースの社會化を促進させ、人々はそれを必要にせまられてやむをえず、あるいはその時その日の都合から利用する。そこには金銭との交換以外に公的制度が伴うような規制や他人との煩わしい人間関係はない。その手軽さ、利便さが一層利用度を高めるとともに利用者の意識までをともすると商業主義の軌道にからめとっていく。濃密な人間関係の直中で手塩にかけて生命を育くむ力を薄れさせてしまうこのよな面もまた、育児不能をもたらす構造の一側面ととらえられるであろう。

以上、現在の子育ての「病理」的な状況とその社会構造的な背景についてみてきたが、この現状を前にしていま二つの方向性の模索が対峙していると思われる。一つは一九

八三年版『国民生活白書』が鮮明に構想するように、かつての性別分業に根ざす「家庭基盤の充実」を図ることで、日本的な安定をとり戻そうとめざす方向、他の一つは現在の性別分業観を問い合わせ直し、子育てという當為をも新しい人間関係と役割観の中に位置づけようとする方向である。<sup>(8)</sup>ともに様々な論議をよんでいるが、それについては別の機会に検討したいと考える。

## 註

- ① 栗栖瑛子「子殺しの背景の推移」（中谷瑾子編『子殺し・親殺しの背景』一九八二年四六ページ）。
- ② 労働省『労働者家庭の妻の意識調査』一九八四年。
- ③ 中谷瑾子「幼児殺傷・遺棄」（『ジユリスト』五四〇号、一九七三年に事件及びその判決の詳細がみられる）。
- ④ 前掲栗栖論文ほか中谷らの指摘もある。
- ⑤ 植松正「嬰児殺しに関する犯罪学的研究」（小野博士還暦記念『刑事法の理論と現実』一九五一年）他。
- ⑥ 中谷瑾子「子殺しの法的側面」（佐々木保行編著『日本の子殺しの研究』一九八〇年一六一ページ）。
- ⑦ 越永重四郎他「戦後における親子心中の実態」（『厚生の指標』二二一一三号一九七五年）。
- ⑧ 厚生省児童家庭局『児童の虐待・遺棄・殺害事件報告』一九七五年。
- ⑨ 城山昇「幼児虐待」（『文化評論』二八一号、一九八四年）。
- ⑩ C. Kempe を座長とするシンポジウムで提唱された “The Battered Child Syndrome” の訛。
- ⑪ 池田由子編集・解説『被虐待児症候群』（『現代のエスプリ』11〇六号、一九八四年一四ページ）。
- ⑫ 全社協乳児福祉協議会『昭和五六年度全国乳児院取容状況実態調査』。
- ⑬ 中谷編前掲書一三ページ。及び佐々木編著前掲書一四〇ページ。
- ⑭ 村田豊久「虐待児症候群について」（『教育と医学』二五一四号、一九七七年）。
- ⑮ 河合隼雄『母性社会日本の病理』一九七六年等。
- ⑯ この『母原病』シリーズの内容に大きな変化発展はないので、以下、主に初篇『母原病』による。
- ⑰ 加藤他編『精神医学事典』一九七五年。
- ⑱ 自民党『家庭基盤の充実に関する対策要綱』及び『家庭基盤充実のための提言』一九七九年、そして後の『国民生活白書』一九八三年版等に一貫する主張。
- ⑲ 間宮正幸「母原病とは何か」（『現代と保育』七号、一九八〇年二〇二二ページ）。
- ⑳ 布施晶子「家族」（『季刊労働法』別冊『現代社会学』一九八〇年）。
- ㉑ 広瀬恭子「家族療法」（『精神の科学』7『家族』一九八三年）。
- ㉒ 山根常男「現代家族の構造と病理」（『現代のエスプリ別冊、現代家族と異常性』一九七六年八ページ）。

- 早川和男『日本の住宅革命』一九八三年。  
湯沢雍彦他『世界の離婚』一九七九年、NHK取材班『アメリカの家族』一九八三年、下村満子『アメリカの男たちは、いま』一九八一年他。  
小此木啓吾『家庭のない家族の時代』一九八三年第七章。  
経済企画庁『国民生活選好度調査』一九八一年、総理府広報室『家庭基盤の充実に関する世論調査』一九七九年等の結果。  
木下律子『王国の妻たち』一九八三年等。  
四日市市職労「家庭で育つゼロ・三歳児の生活実態と母親の保育意識」(『保育白書』一九八四年二三九ページ)。

- 小川・重兼対談「母性、そして男と女」(『書斎の窓』三三五号、一九八四年)。  
横田綏子「家事労働の現代的特質」(柴田悦子編『現代生活と婦人』一九八一年一九七ページ)。  
小川政亮「現行法からみたベビーホテル問題」(鈴木政夫編『ベビーホテル』一九八一年)。  
これには様々な提言や試みがあるが、かのペティ・フリーダンの新著『セカンド・ステージ』(一九八四年日本語訳刊)における新しい家族観はその一つとして注目される。  
(本学助教授 社会学)